

## 新旧対照表

【輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 241 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>II 受付管理事務</p> <p>1 申告書及び仕入書<u>その他の申告の内容を確認するために必要な書類</u>が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに添付書類の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>イ～ニ （省略）</p> <p>2 （省略）</p>	<p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>II 受付管理事務</p> <p>1 申告書及び仕入書又はこれに代わる書類<u>その他必要な添付書類</u>が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに添付書類の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>イ～ニ （同左）</p> <p>2 （同左）</p>